

平成24年2月7日付けでカルタヘナ法に基づき承認した遺伝子組換え農作物(第一種使用規程)

作物名	名称及び承認取得者	第一種使用等の主な内容					パブリックコメント回答掲載日  (回答は、こちらから)	承認日	(参考)他の安全性の確認状況	
		隔離ほ場での試験等	栽培	食用	飼料用	観賞用			食品安全性(食品衛生法)	飼料安全性(飼料安全法)
セイヨウナタネ	除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性並びに雄性不稔及び稔性回復性セイヨウナタネ(改変 <i>bar</i> , 改変 <i>cp4 epsps</i> , 改変 <i>gox v247</i> , <i>barnase</i> , <i>barstar</i> , <i>Brassica napus</i> L.) (MS8 × RF3 × RT73, OECD UI:ACS-BN005-8 × ACS-BN003-6 × MON-00073-7) (MS8, RF3及びRT73それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該セイヨウナタネから分離した後代系統のもの(既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)を含む。) 【ハイエルクroppサイエンス株式会社】						H24.2.7	H24.2.7	2011	2010
トウモロコシ	乾燥耐性トウモロコシ(改変 <i>cspB</i> , <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) lltis) (MON87460, OECD UI:MON-87460-4) 【日本モンサント株式会社】						H24.2.7	H24.2.7	2011	2011

注1: 名称の()内の「OECD UI」とは、OECD Unique Identifierのことであり、遺伝子組換え植物の安全性審査の単位としてOECDに登録されている識別記号のことです。

注2: 名称の()内の「OECD UI」の前に記述している英数字は、開発者による識別番号です。

注3: 第一種使用等の内容の「食用」、「飼料用」とは、食用又は飼料用のための「輸入及び流通」について認められたものです。

注4: 「(参考)他の安全性確認状況」の欄は、食品衛生法に基づく食品としての安全性審査の手続きを経た年、ないし、飼料安全法(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)に基づく飼料としての安全性の確認がなされた年を示すものです。「-」は未確認を示すものです。ただし、非食用又は非飼料用については「不要」を意味します。

参考1: 承認された遺伝子組換え農作物に係る第一種使用規程承認申請書、生物多様性影響評価書の概要、学識経験者の意見等については、バイオセーフティクリアリングハウス(J-BCH)のLMO関連情報([http://www.bch.biodic.go.jp/bch\\_3.html](http://www.bch.biodic.go.jp/bch_3.html))から検索できます。

2: 今回カルタヘナ法に基づき承認した遺伝子組換え農作物については、今後官報に掲載する予定です(現在手続中)。掲載され次第、本ホームページ上でその旨お知らせする予定です。

3: これまでに承認された遺伝子組換え農作物のリストについては、こちらからご覧下さい。  
[http://www.maff.go.jp/j/syoutan/nouan/carta/c\\_list/pdf/list02\\_20120207.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syoutan/nouan/carta/c_list/pdf/list02_20120207.pdf)

4: 今回カルタヘナ法に基づき承認した遺伝子組換え農作物と同時にパブリックコメントを実施した「除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ(改変 *cp4 epsps*, *Zea mays* subsp. *mays* (L.) lltis) (MON87427, OECD UI:MON-87427-7)」については、食品・飼料としての安全性の確認が終了していません。このため、カルタヘナ法第三条の規定に基づく基本的事項(平成15年11月21日財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第1号)第1の1の(2)の八に基づき、精査中であり、今回承認をしていません。